3　総合評価に関する事項

⑴　入札の評価に関する基準　本工事の総合評価に関する評価項目、評価基準及び得点配分は次のとおりとする。

ア　品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性を評価する。

イ　工事全般の具体的な施工計画に関する技術的所見について評価する。

ウ　工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案について評価する。

エ　社会的要請への対応に関する技術提案について評価する。

㋐　施工体制の評価について

品質確保の実効性　配点15点

施工体制確保の確実性　配点15点

㋑　工事全般の具体的な施工計画について（技術的所見）

地形・地質等現地の条件に対応するために施工上配慮すべき事項と技術的対応策　配点９点

㋒　工事目的物の性能、機能の向上に関する事項について（技術提案）

トンネル掘さくの施工管理に係わる技術提案及び具体的な施工計画　配点７点

覆工コンクリートの品質向上、及びインバートコンクリートの性能確保に係わる技術提案　配点７点

㋓　社会的要請への対応に関する事項について（技術提案）

第三者に対して施工上配慮すべき環境対策及び安全対策に係わる技術提案　配点７点

注）技術的所見及び技術提案の詳細については、技術提案等作成説明書による。

⑵　総合評価の方法　価格及び提案に係わる総合評価は、標準点、施工体制評価点と加算点の合計を、当該入札参加者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

ア　標準点　上記⑴に示す評価項目の提案が標準案と同等の場合には、標準点100点を与える。

なお、標準案に基づく入札参加者には、標準点100点のみを与える。

イ　施工体制評価点　施工体制評価点は、上記⑴アに示す評価項目について、最大30点を与える。

ウ　加算点　加算点は、上記⑴イ、ウ及びエに示す評価項目について、最大30点を与える。

なお、⑶における審査結果によっては、加算点を減点することがある。

⑶　施工体制確認のためのヒアリングの実施　施工計画等（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリング（書面による確認を含む。）を実施するとともに、ヒアリングに際して、追加資料の提出を求めることがある。

⑷　落札者の決定方法

ア　次の㋐から㋒までの全ての要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって著しく不適当であると認められるときは、次の㋐から㋒までの全ての要件に該当する他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

㋑　⑴に示す評価項目の提案が標準案の要求要件を満たしていること。

㋒　評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値に対して下回らないこと。

イ　アにおいて、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、くじにより落札者を決める。

⑸　評価内容の担保　実際の施工に際しては、各種提出様式に記載した施工方法により施工し、提案内容（上記⑴のイに示す技術的所見を除く）を満たす施工を行うものとする。

受注者の責により提案内容（上記⑴のイに示す技術的所見を除く）を満たす施工が行われない場合は、再度の施工を行う。再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額を行う。併せて、工事成績評定点を減ずる措置を行う。

4　入札手続等

⑴　担当局等　〒222―0033 神奈川県横浜市港北区新横浜２丁目５番地11（金子第１ビル）独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構　鉄道建設本部　関東甲信工事局　契約課　電話045―475―5560　ＦＡＸ045―475―5507　メールアドレスkeiyaku.knk@jrtt.go.jp

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法

ア　交付期間　平成28年９月21日（水）から平成28年12月７日（水）までの休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日。以下同じ。）を除く毎日、午前10時から午後４時まで。

イ　交付場所　上記４⑴に同じ。

ウ　交付方法　上記交付場所で電子媒体にて交付する。なお、設計図書の交付を希望する者は、あらかじめ発注者に電話連絡のうえ、所定の手続きをすること。

⑶　申請書及び資料の提出方法、期間及び場所

ア　提出方法　電子入札システムにより提出書類通知書及び施工計画提出通知書を送信するとともに、申請書及び資料は、提出場所へ郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）又は持参すること。

ただし、１⑽により契約担当役から承諾を得て紙入札へ移行した者は、持参すること。

イ　提出期間

㋐　郵送による提出期間　平成28年９月23日（金）から平成28年10月24日（月）までの休日を除く毎日、午前９時30分から午後５時まで。

㋑　持参による提出期間　平成28年９月23日（金）から平成28年10月24日（月）までの休日を除く毎日、午前10時から午後４時まで。

ウ　提出場所　上記⑴に同じ。

⑷　入札書の提出方法、入札及び開札の日時、場所

ア　入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、１⑽により契約担当役から承諾を得て紙入札に移行した者は郵送（配達証明付郵便に限る。）又は持参すること。

イ　入札及び開札の日時、場所

㋐　電子入札システムによる入札の締切りは、平成28年12月７日（水）午前10時

㋑　持参の場合は、平成28年12月７日（水）午前10時までに当機構鉄道建設本部関東甲信工事局契約課に提出すること。

㋒　郵送による入札書の提出期限は、平成28年12月７日（水）午前10時（郵送による入札の提出場所は、当機構鉄道建設本部関東甲信工事局契約課）

㋓　開札は、平成28年12月９日（金）午前10時　当機構鉄道建設本部関東甲信工事局にて行う。

⑸　工事費内訳書の提出方法　第１回の入札に際しては、入札書に記載された金額に対応した工事費内訳書を次により提出すること。

なお、提出された工事費内訳書は、入札書提出期限後直ちに確認するとともに、必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

ア　電子入札システムにより入札書を提出する場合は、入札書に工事費内訳書のファイルを添付し同時送付すること。ただし、工事費内訳書ファイルの容量が２ＭＢを超える場合は、別途、郵送（配達証明付郵便に限る。）又は持参すること。

イ　１⑽により契約担当役から承諾を得て紙入札へ移行した場合は、工事費内訳書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘して郵送（配達証明付郵便に限る。）又は持参すること。

⑹　入札執行回数　入札執行回数は、原則として２回を限度とする。

⑺　入札の辞退　入札の執行完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。ただし、辞退者に対し詳細な辞退理由書及びその裏付けとなる客観的資料の提出並びにその内容について説明を求める場合があるので、その場合は、辞退者はこれを拒否することができないものとし、拒否した場合は不誠実な行為とみなして指名停止等の措置を行うことがある。

なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等において不利益を受けることはない。

5　その他

⑴　手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。